

都道府県・政令指定都市名	10 群馬県
--------------	--------

時点:2022年4月1日(特に記述のある場合を除く)

問1 男女共同参画・女性問題に関する事務を総合的に所管する組織

局 部 課 (室) 名	生活こども部 生活こども課 男女共同参画室
担 当 職 員 数	3 人 (専任 3 人、兼任 0 人)

問2 国の「男女共同参画推進本部」に相当する本庁の連絡会議(推進体制)

名 称	群馬県男女共同参画推進協議会
設 置 年 月 日 (西 暦) ・ 根 拠	1998年4月23日 根拠: 群馬県男女共同参画推進協議会設置要綱
長 の 役 職	知事

問3 男女共同参画に関する諮問機関、懇談会等

機 関 ・ 会 等 の 名 称	群馬県男女共同参画推進委員会
設 置 年 月 日 (西 暦)	2008年10月1日
構 成 員 数	15 人 (女性 9 人、男性 6 人)

問4 男女共同参画に関する計画

計 画 期 間 (西 暦)	2021 年 4 月 ~ 2026 年 3 月
名 称	第5次群馬県男女共同参画基本計画
改 定 ・ 見 直 し の 予 定 時 期	2026年4月
1. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下「女性活躍推進法」という。)の推進計画と一体である	2
2. 女性活躍推進法の推進計画と別に作成	

問5 男女共同参画に関する条例

有の場合	名 称	群馬県男女共同参画推進条例
	公 布 日 (西 暦)	2004年3月24日
	施 行 日 (西 暦)	2004年4月1日
	最 終 改 正 日 (西 暦)	
	改 正 内 容	
	改正が予定されている場合、改正予定時期(西暦):	年 月
無の場合	1. 制定等について検討中	具体的な状況:
	2. 特に検討していない	

問6 審議会等委員への女性の登用

調査時点コード		1:2022年4月1日	2:その他(西暦)
目 標 値	(西暦) 年度まで	%	
根 拠	2025年度までに45%以上(構成員の男女比については均衡を要する)		
目標設定の対象である審議会等の範囲	第5次群馬県男女共同参画基本計画		
目標設定の対象である審議会等における登用状況	調査時点コード	1	審議会等数(88)うち女性委員を含む審議会等数(83) 延総委員等数(975)延女性委員等数(398) 女性比率(40.8)
地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況	調査時点コード	1	審議会等数(86)うち女性委員を含む審議会等数(83) 延総委員等数(1,138)延女性委員等数(428) 女性比率(37.6)
法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等における登用状況	調査時点コード	1	審議会等数(36)うち女性委員を含む審議会等数(34) 延総委員等数(679)延女性委員等数(249) 女性比率(36.7)
地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況	調査時点コード	1	審議会等数(8)うち女性委員を含む審議会等数(6) 延総委員等数(54)延女性委員等数(14) 女性比率(25.9)
目標値以外の目標設定			
女性登用方針	人材名簿作成の有無	1. 有 2. 無 3. 作成予定有	1 有の場合、1. 公表 2. 非公表 2
	人材名簿が有る場合	掲載人数	219 人 (2022 年 4 月現在)
	そ の 他	人材育成事業の実施の有無(1. 有 2. 無)	1
		委員の公募(1. 有 2. 無)	1
		そ の 他	()

問7 女性公務員の採用・登用状況

問7-1 管理職の在職状況

調査時点コード		1:2022年4月1日	2:その他(西暦)
管理職総数	(人)	(A)=(C+E+G)	
	うち女性管理職数(人)	(B)=(D+F+H)	
	女性比率(%)	(B/A)	
女性管理職の内訳			
本庁	計	395	42
	うち一般行政職	319	39
支庁・地方事務所等	計	573	80
	うち一般行政職	358	31
全体	計	968	122
	うち一般行政職	677	70
再掲	警察関係	87	2
	教育委員会	94	9

問7-2 職務上の地位別職員在職状況

Table with columns for survey date (1: 2022年4月1日, 2: その他(西暦)), position (課長補佐相当職, 係長相当職), and gender statistics (うち女性数(人), 女性比率(%)).

問7-3 新規昇任者数(2021年4月1日～2022年3月31日)

Table showing the number of newly promoted staff by position (課長相当職, 課長補佐相当職, 係長相当職) and gender.

問7-4 昇任・昇格等登用の考慮要素となる事項

Table detailing promotion considerations: 勤務成績, 昇任試験, 昇格試験, 推薦, 経験年数, 遠隔地での長期研修, 遠隔地での勤務経験, 本人の希望, and others.

問7-5 昇任・昇格試験の受験者数(2021年4月1日～2022年3月31日)

Table showing the number of examinees for promotion and grade advancement exams.

問7-6 女性公務員の採用状況(2021年4月1日～2022年3月31日)

Table showing the adoption status of female public employees by position and gender ratio.

問7-7: 職員の通称又は旧姓の使用、明記した規定

Table with a list of 4 items regarding the use of nicknames or old surnames.

問7-8: 当該規定(規則、条例、別表等)の該当部分の規定

Table detailing the provisions of the regulations regarding the use of nicknames or old surnames.

問7-9: 本庁の防災・危機管理部局への女性職員の配置状況

Table with survey date (1: 2022年4月1日, 2: その他(西暦)).

Table showing the configuration of female staff in the Disaster and Crisis Management Department.

問14 公共調達における男女共同参画及びワーク・ライフ・バランス項目の設定状況 ※該当するもの:○

		項目の設定
1	公共工事の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	○
2	物品の購入等の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	○
3	総合評価落札方式の一般競争入札を適用している場合における男女共同参画等の項目の設定	
4	その他の公共調達における男女共同参画等項目の設定(○の場合は(1)~(5)の該当項目に回答(複数回答可)してください。)	○
	(1) 指名競争入札又は随意契約により物品調達を行う際に認証している企業からの優先調達	
	(2) 清掃、設備保守業務等の競争参加資格審査における項目の設定	○
	(3) 指定管理者公募選定における評価項目の設定	
	(4) プロポーザル方式における評価項目の設定	
	(5) その他(内容:)	

↓(具体的に実施している内容:○)

		問14-1	問14-2	問14-3	問14-4
		1 公共工事の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	2 物品の購入等の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	3 総合評価落札方式による一般競争入札を実施している場合における男女共同参画等の項目の設定	4 その他の公共調達における男女共同参画等項目の設定
具体的項目	① 「えるぼし」認定、「くるみん」認定、「プラチナくるみん」認定、「ユースエール」認定を取得				
	② 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)	○	○		○
	③ 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)	○	○		○
	④ 地方公共団体が行う男女共同参画等に関する企業の認定・認証を取得	○	○		○
	⑤ 役員に占める女性割合に関する項目				
	⑥ 管理職に占める女性割合に関する項目				
	⑦ 役員や管理職への女性の登用促進のための取組(ポジティブ・アクション、数値目標の設定等)				
	⑧ 仕事と育児・介護を両立するための取組(法定以上の育児・介護休業制度等)				
	⑨ ノー残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組				
	⑩ 短時間正社員制度の導入				
	⑪ 男性の育児・家事への参画促進に向けた取組				
	⑫ ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績(①~④を除く)				
	⑬ その他				

問15 男女共同参画等を推進している企業の登録・認定・認証、表彰制度の状況

		企業の登録・認定・認証制度	企業の表彰制度
企業の登録・認定・認証制度、表彰制度の実施の有無(1.有 2.無)		1	1
選定等の基準	1 女性活躍推進法に基づく「えるぼし」認定、次世代法に基づく「くるみん」認定、「プラチナくるみん」認定又は若者雇用促進法に基づく「ユースエール」認定を取得	○	○
	2 女性活躍推進法又は次世代法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)	○	○
	3 役員に占める女性割合に関する項目		
	4 管理職に占める女性割合に関する項目	○	○
	5 役員や管理職への女性の登用促進のための取組	○	○
	6 その他「登用促進等」に関する項目	○	○
	7 仕事と育児・介護を両立するための取組	○	○
	8 ノー残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組	○	○
	9 短時間正社員制度の導入	○	○
	10 男性の育児・家事への参画促進に向けた取組	○	○
	11 ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績(1,2を除く)		
	12 その他	○	○

→	「企業の登録・認定・認証制度」の具体的な名称	群馬県いきいきGカンパニー認証制度(1, 2, 4, 5, 6, 7, 8, 9, 10, 12)
→	「企業の表彰制度」の具体的な名称	「群馬県いきいきGカンパニー」優良事業所表彰(1, 2, 4, 5, 6, 7, 8, 9, 10, 12)

問16 地域における女性活躍推進連携体制の構築状況

1 ある	1	→	女性活躍推進法第23条の「協議会」の具体的な名称	群馬県働き方改革推進会議
2 現在は無いが、今後検討する			上記以外の具体的な名称	

問17 男女共同参画に関するデータ集(白書等)の作成状況

問17 住民の状況や活動を男女別に明らかにすることを主たる目的とするデータ集(白書、データブック等)の公表	1	1. 有 2. 無	問17-1 名称	男女共同参画データブック
問17-1 公表周期	1. 定期 2. 不定期	1	定期的場合	1 年毎
公表主体 (※ 該当するもの:○)	1. 男女共同参画・女性問題に関する事務を総括的に所管する課(室) 2. 統計情報に関する事務を総括的に所管する課(室) 3. 男女共同参画・女性のための総合的な施設の指定管理者 ○ 4. その他 (ぐんま男女共同参画センター)			

問18-1 2022年度実施予定事業

名 称	事 業 内 容 等	参加予定者数	時 期
1. 広報啓発			
・ぐんま女性活躍大応援団	女性活躍を応援する企業・団体を登録団体とし、登録団体からの女性活躍応援メッセージをホームページ等で発信	386団体(R4.4.1現在)	通年
・DV被害者等支援事業	DV被害防止リーフレットの作成・配布		通年
・ぐんま男女共同参画センター通信「とらいあんぐるん」の発行	男女共同参画におけるトピックスやセミナー情報を紹介する広報紙をホームページやメールで配信		年4回発行
・県ホームページ	生活こども課、ぐんま男女共同参画センター主催事業を発信		随時
2. 表彰			
・群馬県男女共同参画社会づくり功労者表彰	男女共同参画の推進に積極的に取り組んでおり、他の模範であると認められる個人を表彰	受賞者1名	2022/6/23表彰式実施
・ぐんま輝く女性表彰	女性の活躍推進として顕著な活動を行い、女性にとって身近なモデルとして活躍が見込まれる団体・個人、それらを支援する団体・個人を表彰	受賞者2名・1団体	2022/6/23表彰式実施
3. 講座			
・DV被害者等支援事業	中学校・高校・大学等へのDV防止啓発講座	5~10校程度、1,500人程度	通年
・県新規採用職員研修	県新規採用職員を対象とした、男女共同参画に関する基礎的講座(動画配信)	約200人	2022/5/1
・女子高校理工系系チャレンジ支援セミナー	女性が少ない理工系分野の進路選択の魅力を伝えるため、高校生向けの講演を実施(動画配信)	県内高校生	2022年7月~9月
・LGBTQセミナー	LGBTQに関する理解を深めるための講演会を実施(動画配信)	未定	2022年8月配信予定
・とらいあんぐるんサロン(女性の交流・ネットワーク事業)	起業やキャリアアップを目指す女性の、キャリア形成・ネットワーク構築支援	未定	2022年下期予定
4. 相談事業			
・とらいあんぐるん相談室(女性)	女性対象の電話相談。生活の中で抱える不安や悩みについて、専門の相談員が相談に乗る。	年間1,000件程度	通年
・とらいあんぐるん相談室(男性)	男性が生活や仕事において抱える悩みについて、男性の専門相談員が電話で相談に乗る。	70件程度	通年(毎月2回、第2、4日曜日、13~16時)
・女性相談センターによる相談事業	パートナーからの暴力等に対する相談対応	4,000件	通年
・ぐんま・ほほえみネット	・電話や対面等による寄り添い相談 ・一歩が踏み出せない方への同行支援 ・生理用品の無償配布 等	800件程度	通年
5. 情報収集・提供			
・図書コーナー運営	男女共同参画に係る資料(図書・行政資料・雑誌・映像資料等)を収集し、貸し出しを実施		通年
6. 苦情処理			
・条例に基づく意見の申し出制度	男女共同参画に関する意見の申し出対応		通年
7. 交流促進			
・登録団体交流会	男女共同参画に資する活動を行う団体をセンターで登録。情報交換等を行うための交流会を開催。		未定
・登録団体等との協働事業	男女共同参画社会の形成に向けた活動を行っているグループ・団体と連携・協働し、事業を開催	未定	随時
8. 企業・NPO法人との連携・働きかけ			
・男女共同参画推進員設置	企業における男女共同参画を推進するため、推進員を選任してもらい、情報提供を実施(問15群馬県いきいきGカンパニー認証制度とも連携)	676事業所(R4.4.1時点)	通年
9. 国際交流・海外派遣事業			
10. 調査研究			
・男女共同参画データブック	男女共同参画の視点から取りまとめた県内の統計データの更新		通年
11. その他			
・貸室事業	男女共同参画社会の形成に向けた活動を行う団体等に活動の場を提供(ぐんま男女共同参画センター)		通年

問19 都道府県議会の議員の両立支援体制等に関する調査

議 会 名	群馬県議会		
議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)の有無	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1	
(欠席事由として明記した規定がある場合について) 取得することが可能な休業期間	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	2	
出産に係る産前産後期間を明記した規定の有無	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1	
規 則 名	群馬県議会会議規則		
明記した規定(規則、条例、別表等)の内容	第二条 議員は、公務、疾病、出産、育児、家族の弔事、家族の看護又は介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、当該出産の予定日の六週間(多胎妊娠の場合にあつては、十四週間)前の日から当該出産の予定日(議員が出産したときは、当該出産の日)後八週間を経過する日までの範囲内で、出席できない期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出ることができる。		
休暇の期間の報酬について、減額の規定の有無	1. あり 2. なし 3. その他()	2	
規 則 名	明記した規定(規則、条例、別表等)の内容		
議会の欠席事由として、明記した規定の有無	1 明記した規定がある。 2 明記した規定はないが、運用上認めている。 3 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4 明記した規定がなく、過去に事例がない。		
配偶者の出産	1		
育児	1		
家族の看護	1		
家族の介護	1		
疾病	1		
その他	1		公務、家族の弔事、その他やむを得ない事由
議員の利用することのできる保育施設等の議会での設置・提供状況	1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	4	
議員の利用することのできる授乳室等の議会での設置・提供状況	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	4	
議会におけるハラスメント防止に関する取組	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1	
行っている取組 ※実施しているもの：○	1. ハラスメント防止に関する規定(倫理規定等)がある。 2. ハラスメントに関する議員向け相談窓口を設置している。 3. ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っている。 4. その他()	○	
規 則 名	明記した規定(規則、条例、別表等)の内容		
(ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っている場合) 内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」の利用	1. 利用している。 2. 利用していないが、今後利用予定である。 3. 利用していない。		
男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	3	
議会における通称又は旧姓使用の認可の状況	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	2	
規 則 名	条文本文		
政治分野の男女共同参画のために実施していること	・群馬県議会ハラスメント研修会の開催(R3.10.12)・若者や女性の政治への関心を高めるため、若者・女性向けPR動画を制作し、令和4年3月に動画配信した。		

問20 地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)への、男女共同参画担当部局又は男女共同参画センターの具体的な役割の明確な位置付け

1	1. 位置付けられた規定がある。 2. 位置付けられていない。 3. その他(不明等)〔 〕
計画、指針名	群馬県地域防災計画(風水害・雪害対策編、震災対策編等共通)
該当部分の規定	7 男女共同参画の視点を考慮した防災体制の整備 県(生活こども課)及び市町村は、防災・復興における男女共同参画の取組を推進するため、男女共同参画担当部局(県にあっては生活こども課)、危機管理担当部局(同危機管理課)、福祉部局(同健康福祉部各課)、保健所、その他関係機関や専門家との連携体制を構築するものとする。 なお、平常時及び災害時における県の男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割は概ね次のとおりとする。 (1) 男女共同参画担当部局(生活こども課) ・発災時には、必要な情報を市町村男女共同参画担当部局等に提供するとともに、男女共同参画の視点からの災害対応が実施されるよう市町村及び県関係部局に促す。 ・避難所が開設された場合には、避難生活に関する相談窓口の周知に努める。 (2) ぐんま男女共同参画センター ・男女共同参画の視点に基づく防災について、平常時から情報収集や関係機関・市町村への情報提供を行うとともに、普及啓発に努める。

調査時点コード: 1

1. 2022年4月1日 2. その他(西暦) ()

1. 都道府県における首長等の状況

知事	2	1. 女性 2. 男性	任期: 2019年7月28日	~	2023年7月27日
副知事	2人	(女性 0人、男性 2人)			

2. 法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等の委員数等

※ 現在設置していないもの、又は審議会委員の任命をおこなっていないものには設置欄に×を付しています。

設置	審議会等名	委員総数(人)	うち女性委員数(人)	女性委員の割合(%)	備考
	1 都道府県防災会議(会長を含む)	53	12	22.6	
	都道府県防災会議(委員のみ)	52	12	23.1	
内訳	1号 当該都道府県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関の長又はその指名する職員	14	0	0.0	
	2号 当該都道府県を警備区域とする陸上自衛隊の方面總監又はその指名する部隊長又は機関の長	1	0	0.0	
	3号 当該都道府県の教育委員会の教育長	1	1	100.0	
	4号 警視總監又は当該都道府県の道府県警察本部長	1	0	0.0	
	5号 当該都道府県の知事がその部内の職員のうちから指名する者	5	2	40.0	
	6号 当該都道府県の区域内の市町村の市町村長及び消防機関の長のうちから当該都道府県の知事が任命する者	4	0	0.0	
	7号 当該都道府県の地域において業務を行う指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから当該都道府県の知事が任命する者	20	3	15.0	
	8号 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうち当該都道府県の知事が任命する者	6	6	100.0	
	2 国土利用計画地方審議会	14	6	42.9	
	3 土地利用審査会	6	3	50.0	
	4 都道府県交通安全対策会議	14	1	7.1	
	5 自然環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関(旧 自然環境保全審議会) ※6の審議会と統合している場合は6に人数を記入。当欄は空欄とし、備考欄に「6と統合」と記入する。	24	10	41.7	
	6 環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関(旧 環境審議会)	24	10	41.7	
	7 精神医療審査会	28	9	32.1	
×	8 都道府県生活衛生適正化審議会				
	9 都道府県医療審議会	23	7	30.4	
	10 准看護師試験委員会	9	5	55.6	
×	11 麻薬中毒審査会				
	12 地方社会福祉審議会	32	10	31.3	
	13 障害者に関する審議会その他の合議制の機関	21	10	47.6	
	14 国民健康保険事業の運営に関する協議会	14	8	57.1	
	15 国民健康保険審査会	9	3	33.3	
×	16 都道府県農業共済保険審査会				
	17 都道府県森林審議会	15	6	40.0	
	18 都道府県建設工事紛争審査会	12	7	58.3	
	19 建築審査会	7	4	57.1	
	20 都道府県建築士審査会	7	4	57.1	
	21 都道府県都市計画審議会	15	3	20.0	
	22 開発審査会	7	4	57.1	
	23 私立学校審議会	14	6	42.9	
×	24 石油コンビナート等防災本部				
×	25 公害健康被害認定審査会				
×	26 窒素酸化物総量削減計画又は粒子状物質総量削減計画に定められるべき事項について調査審議する協議会(旧 総量削減計画策定協議会)				
×	27 都道府県児童福祉審議会				
×	28 地方港湾審議会				
×	29 土地区画整理審議会				
	30 教科用図書選定審議会	15	7	46.7	
	31 介護保険審査会	12	6	50.0	
	32 都道府県固定資産評価審議会	11	6	54.5	
	33 感染症の診査に関する協議会	19	2	10.5	
	34 警察署協議会	172	79	45.9	
	35 土地収用事業認定審議会	7	4	57.1	
	36 住民基本台帳法 本人確認情報の保護に関する審議会	5	2	40.0	
	37 都道府県国民保護協議会	30	2	6.7	
	38 地方独立行政法人評価委員会	5	2	40.0	
×	39 市街地再開発審査会				
×	40 都道府県職員委員会				
×	41 自然再生協議会				
	42 審議会その他の合議制の機関(※公益認定等)	5	2	40.0	
	43 後期高齢者医療審査会	9	2	22.2	
	44 留置施設視察委員会	4	1	25.0	
	45 傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に関する基準の協議並びに実施基準に基づく傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に係る連絡調整を行うための協議会	22	5	22.7	
	46 指定難病審査会	9	0	0.0	委員はすべて専門医師であり、関係機関から推薦される上席者が少ないため
	47 小児慢性特定疾病審査会	3	0	0.0	委員はすべて専門医師であり、関係機関から推薦される上席者が少ないため
	48 行政不服審査会	3	1	33.3	
×	49 地域医療対策協議会				
	50 幼保連携型認定こども園に関する審議会その他の合議制の機関				
	51				
	52				
	53				
	合計	679	249	36.7	
	女性委員0の審議会数	2			

3. 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等の委員数

	委員会等名	委員総数 (人)	うち女性委員数 (人)	女性委員の割合 (%)	備考
1	教育委員会	5	2	40.0	
2	選挙管理委員会	4	1	25.0	
3	人事委員会	3	1	33.3	
4	監査委員	4	0	0.0	
5	公安委員会	3	0	0.0	
6	都道府県労働委員会	15	2	13.3	
7	収用委員会	7	3	42.9	
8	海区漁業調整委員会				委員会なし
9	内水面漁場管理委員会	13	5	38.5	
	合 計	54	14	25.9	
	女性委員0の委員会数	2			